

中央区 災害廃棄物 処理計画

令和4年
3月



目次

第1章 総則

第1節 はじめに	1
1 背景と目的	1
2 本計画の位置付け	2
第2節 基本的事項の整理	3
1 前提とする災害の規模・種類	3
2 対象とする災害廃棄物の種類	6
3 災害廃棄物処理の基本方針	9
4 処理主体	10
5 タイムライン	11

第2章 災害廃棄物に係る基本的事項

第1節 平常時（発災前）	12
1 計画等の策定・見直し	12
2 中央区災害対策本部の体制	12
3 関係機関との連絡体制の整備（災害協定の締結）	15
4 他自治体等との共同処理体制の整備	16
5 実務的な業務手順・様式等の整備（マニュアル等の作成）	17
6 災害がれきの処理対策	18
7 生活系ごみ（生活ごみ・避難所ごみ）の処理対策	21
8 し尿の処理対策	23
9 仮置場の候補地の選定	26
10 帰宅困難者対策	31
11 区民への広報	32
第2節 初動期（発災後概ね3日間）	33
1 庁内体制の整備	33
2 情報収集	33
3 関係機関との連絡体制の整備・連携	33
4 特別区内における共同処理組織の設置	34
5 災害がれきの処理対策	35
6 生活系ごみ（生活ごみ・避難所ごみ）の処理対策	36
7 し尿の処理対策	38
8 仮置場の設置・運営	39
9 帰宅困難者対策	42

10 区民への広報.....	43
11 受援体制の整備.....	44
第3節 応急対策期（発災後概ね3日～3か月）.....	46
1 被災状況の集約.....	46
2 災害廃棄物量等の見直し.....	46
3 処理の進行管理.....	46
4 区民への広報.....	49
5 仮置場の運営.....	49
6 環境モニタリングの実施.....	51
7 災害廃棄物処理実行計画の策定.....	53
8 損壊家屋の解体・撤去.....	54
9 国庫補助金の対応.....	56
10 貴重品・思い出の品.....	58
第4節 災害復旧・復興期（発災後概ね3か月～3年）.....	59
1 被災状況の集約.....	59
2 災害廃棄物量等の見直し.....	59
3 処理の進行管理.....	59
4 区民への広報.....	60
5 仮置場の返却.....	60
6 損壊家屋の解体・撤去.....	60
7 環境モニタリングの実施.....	60
8 災害廃棄物処理実行計画の見直し.....	60
9 国庫補助金の対応.....	61
用語集.....	62

第1章 総則

第1節 はじめに

1 背景と目的

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、近年の台風等の風水害等による被害は広範囲に及び、ライフラインや交通の途絶等のほか、大量の災害廃棄物（がれき、ごみ、し尿等）が発生した。

今後、大規模災害が発生した場合、中央区（以下「本区」という。）においても、平常時と性状の異なる膨大な量の災害廃棄物が発生することが想定され、区民の健康・衛生環境面での安全・安心の確保や速やかな災害復旧のためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要不可欠となる。

大規模災害に対して、都市計画・まちづくり、保健医療、産業振興、教育等の政策分野におけるさまざまな取組・施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、本区では「中央区国土強靱化地域計画」が策定されている。

一方で、大規模災害に伴い発生した廃棄物への具体的な対応として、処理体制を確保し、適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧・復興をはかり、さらには、災害を克服した後も、都市の持続性を確保するため、本区における災害廃棄物の処理に係る対応を定めた「中央区災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

災害廃棄物処理計画に係る国、東京都の主な動きは次のとおりである。

（国）

平成 23 年東日本大震災、平成 27 年関東・東北豪雨、平成 28 年熊本地震等の廃棄物処理に係る経験や教訓を基に、平成 27 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）」及び「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」が改正された。

平成 28 年には「廃棄物処理法基本方針」において、災害廃棄物の処理について計画に定めることを区市町村の役割として位置付けるとともに、災害廃棄物対策の推進・処理計画の作成に資することを目的に、災害時における廃棄物処理を適切かつ迅速に行うための基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」を作成した。

（東京都）

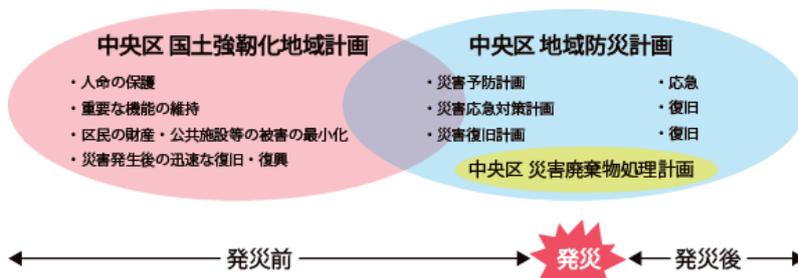
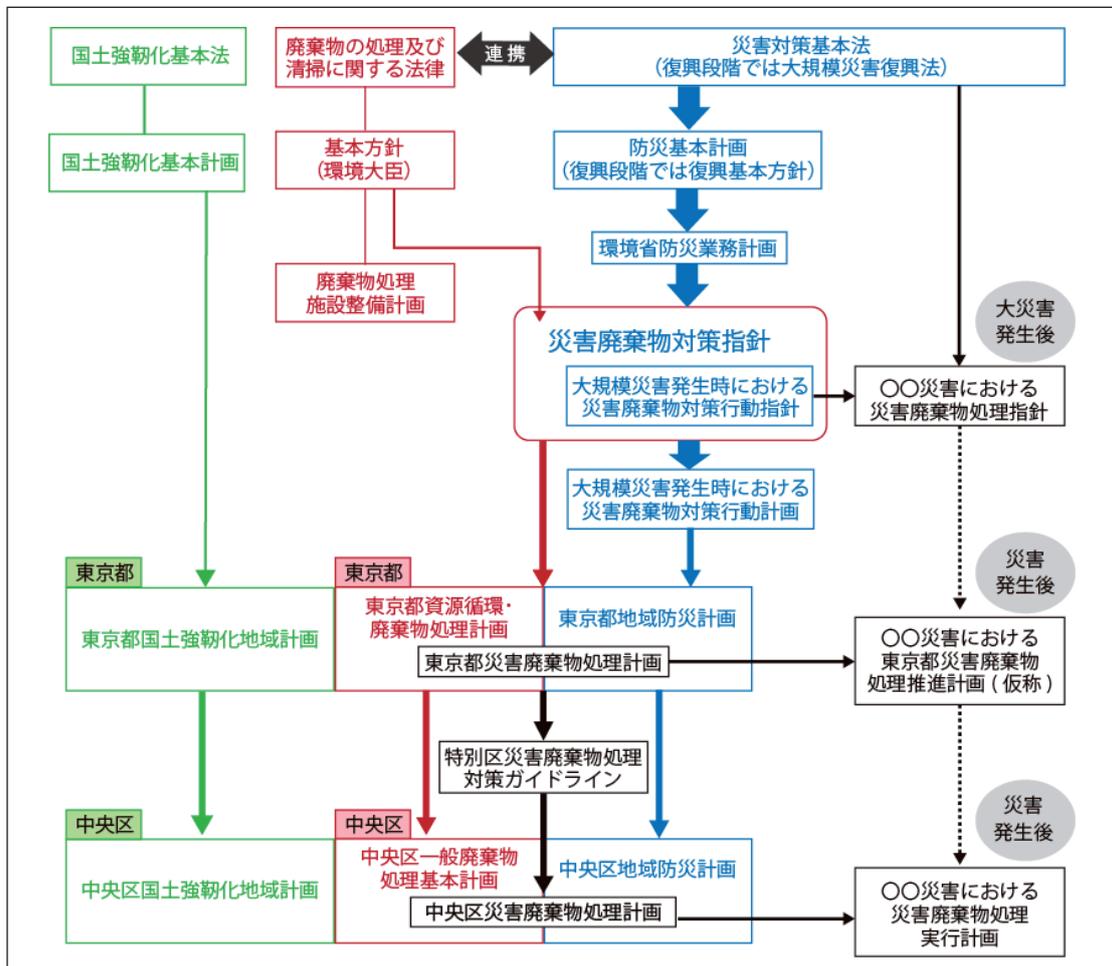
東日本大震災及び平成 25 年伊豆大島の土石流災害において災害廃棄物の受入処分を行ったほか、平成 28 年熊本地震では、職員を派遣し支援を行った。こうした経験や教訓を踏まえ、都内区市町村における災害廃棄物処理計画の策定の参考となる、基本的な考え方や主体が果たすべき役割、体制等を定めた「東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）」を策定した。

2 本計画の位置付け

国は、平成 28 年、「廃棄物処理法」を基に「廃棄物処理法基本方針」を示し、災害廃棄物の処理について計画を定めることを区市町村の役割として位置づけた。本計画は、この基本方針に基づき、東京都が作成した「東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）」及び特別区清掃主管部長会が作成した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成 27 年 3 月）」の内容を踏まえて策定するものである。

なお、策定にあたっては、「災害対策基本法」に基づく「中央区地域防災計画」、「国土強靱化基本法」に基づく「中央区国土強靱化地域計画」、「廃棄物基本法」に基づく「中央区一般廃棄物処理基本計画」等との整合性を図りながら、災害発生後の廃棄物の処理に関する事項を整理する。本計画の位置付けを図 1-1 に示す。

図 1-1 計画の位置付け



出典「東京都災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 6 月）を編集